



# 共同実施だより



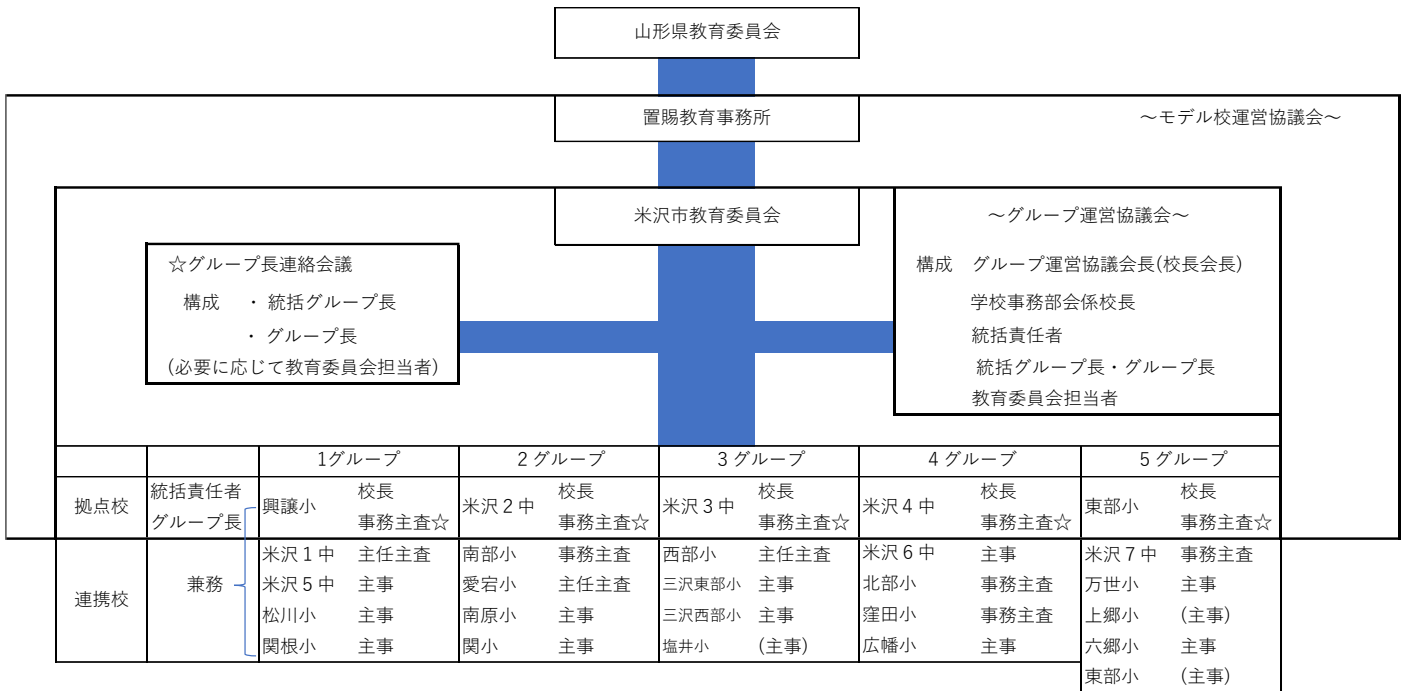
令和2年11月00日 発行

米沢市小中学校事務部会共同実施検討委員会

米沢市では令和2年度より、山形県で実施される「学校事務の連携・共同実施モデル事業」に取り組んでいます。共同で学校事務を実施することにより、学校運営を支える機能を充実させ、学校教育の活性化や学校づくりの支援につなげることを目的としています。

この「共同実施だより」は米沢市の共同実施の取り組みや、先生方に知っていただきたい内容を載せていきますので、ご一読いただければと思います。

米沢市小中学校事務連携・共同実施 学校事務部会組織図

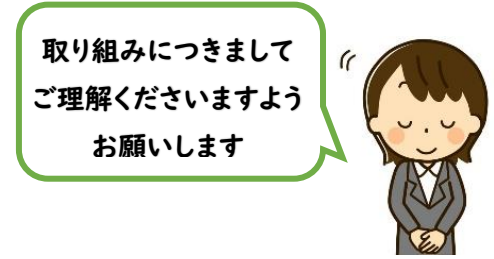


## 【共同実施の目的】

- 学校事務職員同士の相互支援体制を構築する
- 学校事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、効率的・効果的な事務処理体制を確立する
- 事務機能の強化及び学校事務職員の資質向上を図る
- 学校運営を支える機能を充実させ、学校教育の活性化や学校づくりの支援につなげる

## 【実施方法】

- 事務職員はグループの本務校以外の学校を兼務する
- 実施計画書に基づき、月1回、半日程度、グループ校にて行う
- 業務内容により、各連携校に出向いて業務を行う



## ※ 寒冷地手当が支給されます ※

寒冷地に勤務する職員に、世帯の状況により支給されます。支給時期は11月から3月までで、支給額は表の通りです。  
★住民票の世帯主でなくとも、家族の中で一番所得が多ければ世帯主になります。また、全ての扶養親族が別居している場合、居住地によって区分が異なることがあります。

区 分	月 額
扶養あり世帯主	17,800円
扶養なし世帯主	10,200円
その他	7,360円